

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
<p>勤労者財産形成基金契約関係</p>	<p>○勤労者財産形成基金契約に基づく勤労者財産形成基金への金銭の抛出 (財形法第7条の4及び第7条の20第1項)</p> <p>○勤労者財産形成基金の設立に係る労働組合等との書面による合意締結に係る事務 (財形法第7条の8第1項)</p> <p>○勤労者財産形成基金の設立に係る規約の作成等に係る事務 (財形法第7条の8第1項及び)</p> <p>○勤労者財産形成基金の加入員の募集に係る事務 (財形法第7条の8第1項)</p> <p>○勤労者財産形成基金の設立に係る厚生労働大臣への認可の申請に係る事務 (財形法第7条の9第1項)</p> <p>○勤労者財産形成基金の理事長が選任されるまでの間の理事長の職務の遂行に係る事務 (財形法第7条の10第2項)</p>	<p>×</p> <p>○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)</p> <p>○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)</p> <p>○</p> <p>○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)</p> <p>×</p>	<p>金銭の抛出自体は事業主の本人性が必要な行為であり、第三者による代行は適当ではない。ただし金銭の抛出のための具体的な事務を委託することは差し支えない。</p> <p>社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。</p> <p>社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。</p> <p>社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。</p> <p>理事長の職務の遂行は性質上事業主の本人性が必要な行為である。</p>

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
	○勤労者財産形成基金の構成員事業主による当該基金に対する変更事項の通知に係る事務 (財形則第8条)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
勤労者財産形成 成金関係	○勤労者財産形成給付金契約について、当該契約に基づく信託金のその他の金銭の払込状況、勤労者財産形成給付金の支払状況その他必要な事項について厚生労働大臣より報告を求められた場合に報告する事務 (財形令第26条)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	○雇用・能力開発機構に対する勤労者財産形成助成金の支給の請求に係る事務 (財形則第13条第1項)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	○勤労者財産形成助成金の申請のための事業内容等についての労働基準監督署その他の官公署の証明を受ける事務 (財形則第13条第2項)	○	
	○勤労者財産形成助成金の申請のための信託金等について信託会社等又は銀行等の証明を受ける事務 (財形則第13条第2項)	○	
	○財産形成貯蓄活用給付金の支給に係る事務 (財形法第8条の2第3号及び財形則第14条の3)	○	

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
	<p>○雇用・能力開発機構に対する財産形成貯蓄活用助成金の支給の請求に係る事務 (財形則第14条の4)</p>	<p>○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)</p>	<p>社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。</p>
<p>勤労者財産形成持家融資関係</p>	<p>○雇用・能力開発機構に対する勤労者財産形成持家融資についての申請に係る事務 (財形令第9条第1項関係)</p>	<p>○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)</p>	<p>社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。</p>
	<p>○勤労者財産形成持家融資のうち、勤労者の持家として分譲する住宅の建設又は購入のための資金の貸付の場合、勤労者に対する負担軽減措置として、分譲価格の一部負担に係る事務 (財形令第35条第1項第1号及び財形則第15条)</p>	<p>○</p>	
	<p>○勤労者財産形成持家融資のうち、勤労者の持家として分譲する住宅の建設又は購入のための資金の貸付の場合、勤労者に対する負担軽減措置として、割賦支払における割賦金の利子補給に係る事務 (財形令第35条第1項第2号イ及び財形則第15条)</p>	<p>○</p>	
	<p>○勤労者財産形成持家融資のうち、勤労者の持家として分譲する住宅の建設又は購入のための資金の貸付の場合、勤労者に対する負担軽減措置として、貸付金の償還期間の優遇措置に係る事務 (財形令第35条第1項第2号ロ及び財形則第15条)</p>	<p>○</p>	
	<p>○勤労者財産形成持家融資のうち、勤労者の持家として分譲する住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付の場合、勤労者に対する負担軽減措置として、割賦支払における割賦金の利子補給に係る事務 (財形令第35条第3項第1号及び財形則第22条)</p>	<p>○</p>	

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
	<p>○勤労者財産形成持家融資のうち、勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付の場合、勤労者に対する負担軽減措置として、貸付金の償還期間の優遇措置に係る事務 (財形令第35条第3項第2号及び財形則第22条)</p>	○	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
教育融資関係	○雇用・能力開発機構より教育融資を受けるための申請に係る事務 (財形法第10条の3関係)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
その他	○厚生労働大臣に対して勤労者財産形成貯蓄契約等の締結又はこれに基づく預入等の状況その他必要な事項についての報告に係る事務 (財形法第17条第2項及び財形則第26条)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
<p>勤労者の委託を受けて事業主が行う事務のうち、主なもの</p>	<p>勤労者財産形成貯蓄契約等関係</p>	<p>○勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等に係る金銭の貸金からの控除 (財形法第6条)</p> <p>○勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等に係る金銭の払込の代行 (財形法第6条)</p> <p>○勤労者財産形成貯蓄契約等における払込代行に係る預入依頼書の金融機関等に対する提出事務 (財形法第6条関係)</p> <p>○財形貯蓄取扱機関と財産形成給付金又は財産形成基金給付金に係る給付金支払機関が同一の場合に、勤労者が事業主を経由して当該給付金に係る金銭による勤労者財産形成貯蓄契約等に係る金銭の預入等を行う旨の申出に係る經由事務 (財形令第4条第1号ロ)</p> <p>○財形貯蓄取扱金融機関と財形給付金又は財形基金給付金に係る給付金支払機関が異なる場合に、勤労者が事業主を経由して当該給付金支払機関が当該給付金に係る金銭による勤労者財産形成貯蓄契約等に係る金銭の預入等の払込みを代行させる旨の申出に係る經由事務 (財形令第4条第1号ハ)</p> <p>○返還貯蓄金に係る金銭による勤労者財産形成貯蓄契約等に係る金銭へ預入れを勤労者の申出に基づき代行する事務 (財形令第4条第2号)</p>	<p>勤労者の賃金からの控除は、その性質上事業主のみが行いうるものであり、第三者に委託することができない。</p>
		×	
		○	
		○	
		○	
		○	
		○	

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
勤労者財産形成給付金関係	<p>○勤労者の勤労者財産形成年金貯蓄契約の相手方である金融機関等に対する当該契約の内容変更を行う旨及びその変更しようとする事項の申出に係る経由事務 (財形令第13条の19)</p> <p>○退職等した勤労者が勤労者財産形成貯蓄等の移管を行う旨の従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に対する申出に係る経由事務 (財形令第14条の26)</p> <p>○勤労者財産形成貯蓄契約等に係る他の金融機関への勤労者財産形成貯蓄の預替の申込に係る事務 (財形令第6条第8項及び財形令第14条の29関係)</p> <p>○勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等の解約の申込みを行う場合の当該申込書の経由に係る事務</p>	○	
	<p>○勤労者財産形成給付金契約に係る勤労者による任意の中途支払請求等の財形令第20条第1項第5号に規定する理由による中途支払請求に係る事業主の経由事務 (財形令第20条第1項第5号)</p> <p>○勤労者財産形成給付金契約に係る加入資格者追加届の提出に係る事務 (労働省通達 昭和63年基賃発第10号)</p>	○	

	事務内容	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
	勤労者財産形成基金関係	○勤労者による勤労者財産形成基金の加入員となる旨の申出に係る経由事務 (財形法第7条の8第2項及び財形則第7条)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。